

## IV 次世代電子行政サービスの実現に向けて

次世代電子行政サービスを実現するために「eワンストップ・イニシアティブ」を推進する。先行プロジェクトとして実証実験を中心に課題の検証を行うと共に、基本的な枠組みの構築を行い、知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組みを進める。

### 1. 実証実験に向けた主な課題

- 情報の透明化
- フロントオフィスにおけるワンストップポータルの実現
- バックオフィスにおける情報の共同利用の促進
- 国・地方における関係手続の連携検討
- データや様式の標準化

### 2. 次世代電子行政サービスの環境整備に向けた主な課題

- ワンストップ化に向けた法制の検討
- 総合的・一体的な取組みの推進体制の整備
- 手続にかかる業務の総点検
- 官民における関係手続の連携強化
- 社会保障カード(仮称)、電子私書箱(仮称)との連携

### 3. 知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組み

現行の年金手帳・被保険者証について

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
根拠規定	国民年金法第13条 厚生年金保険法施行規則第81条 年金手帳の様式を定める省令	健康保険法施行規則第47条 国民健康保険法施行規則第6条、第20条	介護保険法施行規則第26条	雇用保険法施行規則第10条
必要になる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金や一時金の請求をするときに社会保険事務所等に提示</li> <li>●年金や一時金についての相談を受けるとき社会保険事務所等に提示</li> <li>●被保険者の氏名及び住所等に変更のあったときに社会保険事務所等に提出</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険医療機関等で診療を受けようとするとき、保険医療機関の窓口へ提出</li> </ul> 【健保】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の氏名及び事業所名称等に変更のあったときなどに、社会保険事務所又は健康保険組合へ提出</li> </ul> 【国保】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の氏名及び世帯主の住所等に変更のあったときなどに、市町村又は国民健康保険組合へ提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護(要支援)認定の際、市町村へ提出</li> <li>●介護サービスを受けようとするとき、事業者又は施設の窓口へ提示</li> <li>●被保険者の氏名及び住所等に変更のあったときに市町村へ提出</li> <li>●被保険者が被保険者の資格を喪失したときに市町村へ提出</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用保険被保険者証の交付を受けた者一度被保険者資格を喪失し、再び被保険者となった場合に、事業主に提示</li> <li>●被保険者が他の事業所に転勤した場合・氏名を変更した場合に、事業主に提示</li> <li>●被保険者となったことの確認の請求をし、ときに、公共職業安定所に提出</li> </ul>
交付主体	社会保険庁長官	【健保】社会保険事務所長等又は健康保険組合 【国保】市町村又は特別区又は国民健康保険組合	市町村等	公共職業安定所長
交付対象	①厚生年金の被保険者 ②国民年金第1号被保険者・第3号被保険者	【健保】被保険者及び被扶養者 【国保】被保険者	・第1号被保険者 ・第2号被保険者のうち、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者	被保険者
交付単位	個人	原則、個人単位 ただし、国保と健保組合においては、経過的に世帯単位の交付を認めているところ。	個人単位(第2号被保険者については、要介護(支援)認定を申請した者若しくは交付を希望した者に交付)	個人
交付手続	【国年】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●第1号被保険者は市町村に資格取得届を提出</li> <li>●第3号被保険者は、その配偶者が使用される事業主又はその配偶者が加入する共済組合等に資格取得届を提出</li> </ul> 【厚年】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主が社会保険事務所等に資格取得届を提出</li> </ul>	【健保】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主が被保険者に資格取得届を提出</li> <li>●被扶養者については、被保険者が事業主を経由して被保険者に被扶養者届を提出</li> </ul> 【国保】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が資格取得届を市町村へ届出</li> </ul>	(第1号被保険者) <ul style="list-style-type: none"> <li>●65歳到達による資格取得については、市町村への届出不要</li> <li>●他市町村からの転入による資格取得には、届出が必要</li> </ul> (住民基本台帳法に基づく転入届があったときに、介護保険の資格取得の届出があったものとみなされる。ただし、住所地特例の場合を除く。)                     (第2号被保険者) 次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者に要介護(支援)認定を申請</li> <li>●被保険者に介護保険被保険者証の交付を申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主が公共職業安定所に資格取得届提出</li> </ul>